

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

<p>評価の視点</p> <p>【重点評価項目】</p> <p>1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p>	
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1-1-④で分析する。）</p> <p>○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング*や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。</p> <p>※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。</p> <p>○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。</p> <p>○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。</p> <p>○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。</p> <p>○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。</p>	
関係法令	(法)第 109 条 (施)第 166 条 (設)第 2 条
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■満たしていると判断する</p> <p>□満たしていると判断しない</p>	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
<p>(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。</p> <p>■定めている</p> <p>□定めていない</p>	<p>◇実施の方針が明示されている規程等</p> <p>1-1-①-(1)-1(p1)_自己点検・評価実施の方針が明示されている規程</p>
<p>(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。</p> <p>■整備している</p> <p>□整備していない</p>	<p>◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）</p> <p>※ 資料 1-1-①-(2)-2～5(p4～p7)の委員会等が、資料 1-1-①-(2)-1(p3)に示す自己点検・評価体制を構成している。</p>

	<p>1-1-①-(2)-1(p3)_自己点検・評価実施体制と PDCA サイクル図</p> <p>1-1-①-(2)-2(p4)_自己点検・評価関連規程_運営委員会規則</p> <p>1-1-①-(2)-3(p5)_自己点検・評価関連規程_教育プログラム委員会規則</p> <p>1-1-①-(2)-4(p6)_自己点検・評価関連規程_教育プログラム計画委員会規則</p> <p>1-1-①-(2)-5(p7)_自己点検・評価関連規程_教育プログラム点検評価委員会規則</p>
<p>(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。</p> <p>■設定している</p> <p>□設定していない</p>	<p>◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）</p> <p>1-1-①-(3)-1(p8)_自己点検・評価の基準・項目に関する申し合わせ</p>
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点 1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。</p> <p>○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング*や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。</p> <p>※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。）</p> <p>○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）</p>	
<p>関係法令</p>	<p>(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	
<p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■満たしていると判断する</p> <p>□満たしていると判断しない</p>	
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>
<p>(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。</p> <p>■収集・蓄積している</p> <p>□収集・蓄積していない</p>	<p>◇収集・蓄積状況がわかる資料</p> <p>※ 各委員会の議事録等は資料 1-1-②-(1)-1(p11)に示すように随時グループウェアに登録されている。授業の実施状況および成績のエビデンスについては点検評価委員会が点検を行い、資料 1-1-②-(1)-2～4(p12～14)に示すようにそ</p>

	<p>の記録を蓄積している。</p> <p>1-1-②-(1)-1(p11)_議事録の収集・蓄積状況例（グループウェア）</p> <p>1-1-②-(1)-2(p12)_授業点検実施資料の収集状況</p> <p>1-1-②-(1)-3(p13)_授業点検記録の例</p> <p>1-1-②-(1)-4(p14)_成績エビデンス収集・確認状況の例</p> <p>◇担当組織、責任体制がわかる資料</p> <p>1-1-②-(1)-5(p15)_文書管理の担当組織がわかる資料（抜粋）</p>
<p>(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。</p> <p>■実施している</p> <p>□実施していない</p>	<p>◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）</p> <p>◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。</p> <p>1-1-②-(2)-1(p16)_H29 八戸高専自己点検・評価表</p> <p>1-1-②-(2)-2(p20)_H29 行動計画とその取組み結果報告書（抜粋）</p> <p>1-1-②-(2)-3(p28)_H29 事業年度計画実績報告（抜粋）</p> <p>本校では、資料 1-1-①-(1)-1(p1)の八戸高専点検・評価規則に規定する、基準に基づく自己点検・評価（資料 1-1-②-(2)-1(p16)）、行動計画とその取組み結果報告（資料 1-1-②-(2)-2(p20)）、年度計画実績報告（資料 1-1-②-(2)-3(p28)）の三つを毎年実施している。このうち基準に基づく自己点検・評価は、平成 28 年度に初めて実施し、同 29 年度には認証評価基準を参考に評価基準を大幅に見直した。学校が年度単位で動いているため、毎年の実施は頻度として適切と判断する。</p>
<p>(3) (2)の結果を公表しているか。</p> <p>■公表している</p> <p>□公表していない</p>	<p>◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。）</p> <p>1-1-②-(3)-1(p32)_自己点検・評価結果の公表</p> <p>http://www.hachinohe-ct.ac.jp/disclosure/self-check-evaluate/index.php</p>
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点 1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映</p>	

されているか。	
【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■教員 ■職員 ■在学生 ■卒業（修了）時の学生 ■卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■保護者 ■就職・進学先関係者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等） 1-1-③-(1)-1(p33)_校長による教員個別面談スケジュール例 1-1-③-(1)-2(p34)_職員期首面談の通知例 1-1-③-(1)-3(p35)_学生の意見聴取「学生の声」の制度 1-1-③-(1)-4(p36)_「学生の声」投函件数 1-1-③-(1)-5(p37)_「学生の声」意見と対応の例 1-1-③-(1)-6(p38)_在学生および卒業時の学生からの意見聴取例 1-1-③-(1)-7(p39)_卒業生からの意見聴取（依頼書） 1-1-③-(1)-8(p40)_卒業生からの意見聴取結果（抜粋） 1-1-③-(1)-9(p42)_保護者からの意見聴取状況 1-1-③-(1)-10(p43)_保護者からの意見および回答例（抜粋） 1-1-③-(1)-11(p44)_保護者の意見聴取「保護者の声」の制度 1-1-③-(1)-12(p45)_企業・機関からの意見聴取（依頼書） 1-1-③-(1)-13(p46)_企業・機関からの意見聴取結果（抜粋） ◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所 1-1-③-(1)-14(p48)_自己点検・評価への聴取意見の反映箇所
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） 【在学生の意見聴取】	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 ※ 認証評価や設置計画履行状況調査等について、資料 1-1-③-(2)-1(p49)の自己点検・評価表以外も含めて点検・評

<p> <input checked="" type="checkbox"/> 学習環境に関する評価 <input checked="" type="checkbox"/> 学生による授業評価 <input checked="" type="checkbox"/> 学生による教育・学習の達成度に関する評価 (進級時等、卒業(修了)前の評価) <input type="checkbox"/> 学生による満足度評価 (進級時等、卒業(修了)前の評価) <input type="checkbox"/> その他 【卒業(修了)時の意見聴取】 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生による満足度評価 <input type="checkbox"/> その他 【卒業(修了)後の意見聴取】 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 <input type="checkbox"/> その他 【外部評価】 <input checked="" type="checkbox"/> 外部有識者の検証 <input checked="" type="checkbox"/> 教育活動に関する第三者評価 (機関別認証評価、JABEE等。) <input checked="" type="checkbox"/> 設置計画履行状況調査 <input type="checkbox"/> その他 </p>	<p> 価を行っている。 1-1-③-(2)-1(p49)_自己点検・評価への聴取意見の反映箇所 1-1-③-(2)-2(p50)_八戸高専自己点検・評価結果に対する外部有識者の検証結果(抜粋) 1-1-③-(2)-3(p51)_平成29年度設置計画履行状況等調査の結果 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。 </p>
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。</p> <p>1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。</p> <p>○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE(日本技術者教育認定機構)によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。</p>	
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する <input type="checkbox"/> 満たしていると判断しない </p>	

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
<p>(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。</p> <p>■整備されている □整備されていない</p>	<p>◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）</p> <p>[再掲] 1-1-④-(2)-1(p3)_自己点検・評価実施体制と PDCA サイクル図</p> <p>1-1-④-(1)-1(p52)_改善実施体制関連規程</p> <p>1-1-④-(1)-2(p53)_運営委員会での自己点検・評価結果の審議例</p>
<p>(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。</p> <p>■対応している □対応していない □指摘を受けていない</p>	<p>◇対応状況がわかる資料</p> <p>※ 資料 1-1-④-(2)-1(p55)の指摘を受け、H24 年度から教育目的等の記述を準学士課程と専攻科課程に分けて記述するように改善した。</p> <p>1-1-④-(2)-1(p55)_H23 認証評価_改善を要する点</p> <p>1-1-④-(2)-2(p56)_改善前の教育目的等（H23 学生便覧）</p> <p>1-1-④-(2)-3(p57)_改善後の教育目的等（H24 学生便覧）</p>
<p>(3) (2) 以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。</p> <p>■改善に向けた取組を行っている □改善に向けた取組を行っていない</p>	<p>◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所</p> <p>1-1-④-(3)-1(p59)_評議員会における学科改組計画の入学方法に関する意見</p> <p>1-1-④-(3)-2(p60)_八戸高専自己点検・評価における改善点</p> <p>◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料</p> <p>1-1-④-(3)-3(p61)_評議員会の意見を反映した学科改組計画の入学方法に関する検討</p> <p>1-1-④-(3)-4(p62)_自己点検・評価結果に基づく AP の見直し審議</p> <p>1-1-④-(3)-5(p64)_自己点検・評価結果に基づく FD 実施方法改善の審議</p>
<p>1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>	
<p>自己点検・評価に基づく PDCA サイクルのほかに、本校では、技術者育成に関する社会のニーズの変化に対応すべく、校長の強いリーダーシップの下、平成 27 年度より 4 学期制と自主探究学習を導入した。自ら課題を見出し正解の無い課題に対して解決策を探究し、ポスター発表等でそれを発信できる人材の育成に取り組んでいる。さらに、学生、教員、保護者等の意見を反映しつつ、実施方法、カリキュラム等の改善を継続している。</p>	
<p>評価の視点</p> <p>1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、</p>	

<p>教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。</p>	
<p>（準学士課程）</p> <p>観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。</p> <p>○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。</p> <p>○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。</p> <p>○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。</p> <p>○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■満たしていると判断する</p> <p>□満たしていると判断しない</p>	
<p>自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■準学士課程全体として定めている</p> <p>□学科ごとに定めている</p> <p>□その他</p>	<p>◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>1-2-①-(1)-1(p65)_準学士課程 ディプロマ・ポリシー</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>
<p>(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。</p>	

<p>■整合性を有している □整合性を有していない</p>	
<p>(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p> <p>■示している □示していない</p>	
<p>観点 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。</p> <p>○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。</p> <p>○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。</p> <p>○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）</p> <p>○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条 (第 7 項)、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン (平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)</p>	
<p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■満たしていると判断する □満たしていると判断しない</p>	
<p>自己点検・評価結果欄 (該当する口欄をチェック■)</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) を定めているか。 (該当する選択肢にチェック■する。)</p>	<p>◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) 1-2-②-(1)-1(p66)_準学士課程 カリキュラム・ポリシー</p>

<p><input checked="" type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている</p> <p><input type="checkbox"/> 学科ごとに定めている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>
<p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している</p> <p><input type="checkbox"/> 整合性を有していない</p>	
<p>(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> どのような教育課程を編成するかを示している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> どのような教育内容・方法を実施するかを示している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>
<p>観点 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。</p> <p>○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。</p> <p>○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で 1 つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。</p> <p>○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の 3 要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。</p> <p>○ 「学力の 3 要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>(法) 第 57 条、第 118 条 (施) 第 165 条の 2</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p>	
<p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p> <p><input type="checkbox"/> 満たしていると判断しない</p>	
<p>自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p>

<p>(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている</p> <p><input type="checkbox"/> 学科ごとに定めている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>1-2-③-(1)-1(p67)_準学士課程 アドミッション・ポリシー</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>
<p>(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 目的・方針等を踏まえて策定している</p> <p><input type="checkbox"/> 目的・方針等を踏まえて策定していない</p>	
<p>(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 明示している</p> <p><input type="checkbox"/> 明示していない</p>	
<p>(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 明示している</p> <p><input type="checkbox"/> 明示していない</p>	
<p>(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 含まれている</p> <p><input type="checkbox"/> 含まれていない</p>	
<p>(専攻科課程)</p> <p>観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>(法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設)第17条第3~6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p> <p><input type="checkbox"/> 満たしていると判断しない</p>	

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■専攻科課程全体として定めている</p> <p>□専攻ごとに定めている</p> <p>□その他</p>	<p>◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料</p> <p>1-2-④-(1)-1(p68)_専攻科課程 ディプロマ・ポリシー</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>
<p>(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。</p> <p>■整合性を有している</p> <p>□整合性を有していない</p>	
<p>(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p> <p>■示している</p> <p>□示していない</p>	
<p>観点 1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ 観点 1-2-②の留意点に準ずるものとする。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■満たしていると判断する</p> <p>□満たしていると判断しない</p>	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■専攻科課程全体として定めている</p> <p>□専攻ごとに定めている</p> <p>□その他</p>	<p>◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料</p> <p>1-2-⑤-(1)-1(p69)_専攻科課程 カリキュラム・ポリシー</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>
<p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラ</p>	

<p>ム・ポリシー)は、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性を有しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>整合性を有している</p> <p><input type="checkbox"/>整合性を有していない</p>	
<p>(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、どのような内容を含んでいるか。(該当する選択肢にチェック<input checked="" type="checkbox"/>する。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>どのような教育課程を編成するかを示している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>どのような教育内容・方法を実施するかを示している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>学習成果をどのように評価するかを示している</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>
<p>観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	
<p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>(法)第119条第2項(施)第165条の2、第177条</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック<input checked="" type="checkbox"/>)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>満たしていると判断する</p> <p><input type="checkbox"/>満たしていると判断しない</p>	
<p>自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック<input checked="" type="checkbox"/>)</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。(該当する選択肢にチェック<input checked="" type="checkbox"/>する。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>専攻科課程全体として定めている</p> <p><input type="checkbox"/>専攻ごとに定めている</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>1-2-⑥-(1)-1(p71)_専攻科課程 アドミッション・ポリシー</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>
<p>(2) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)は、学校の目的や専攻科課程の目的(本評価書Ⅱに記載したもの)、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて策定しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>目的・方針等を踏まえて策定している</p> <p><input type="checkbox"/>目的・方針等を踏まえて策定していない</p>	

<p>(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。</p> <p>■明示している □明示していない</p>	
<p>(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。</p> <p>■明示している □明示していない</p>	
<p>(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。</p> <p>■含まれている □含まれていない</p>	
<p>1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>評価の視点 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>	
<p>観点 1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。</p>	
<p>【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。</p>	
<p>関係法令</p>	<p>(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条</p>
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■満たしていると判断する □満たしていると判断しない</p>	
<p>自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>
<p>(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。</p> <p>■なっている □なっていない</p>	<p>◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、毎年度、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）</p> <p>[再掲] 1-1-①-(2)-1(p3)_自己点検・評価実施体制と PDCA サイクル図</p> <p>1-3-①-(1)-1(p72)_三つの方針の見直しに関連する委員会規則</p> <p>1-3-①-(1)-2(p73)_自己点検・評価基準における三つの方</p>

	針の見直し点検項目 1-3-①-(1)-3(p74)_自己点検・評価を毎年行う規定
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■点検して、改定している <input type="checkbox"/> 点検した上で、改定を要しないと判断している <input type="checkbox"/> 点検していない	◇点検の実情に関する資料（実績） 1-3-①-(2)-1(p75)_三つの方針の見直し審議(1) 1-3-①-(2)-2(p76)_三つの方針の見直し意見募集 1-3-①-(2)-3(p77)_三つの方針の見直し審議(2) [再掲]1-1-④-(3)-4(p62)_自己点検・評価結果に基づく AP の見直し審議 ※ 資料[再掲]1-1-④-(3)-4(p62)は、社会の要請として教育の3要素を取り入れた見直し審議を含む
1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 1

<p>優れた点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価基準を基に策定した独自の基準による自己点検・評価を実施し、外部評価を受けた上で結果を公表している。 ・ 三つの方針が学校の目的に沿って策定・公表され、点検・改定が行われている。 ・ 校長のリーダーシップの下、他に先駆けて 4 学期制を導入し、独自の自主探究学習によって社会の要請に応える人材育成に取り組むとともに、教員、保護者等の意見を反映して継続的に改善を行っている。
<p>改善を要する点</p>